

令和7年9月10日

令和7年度 第2回鳥取県公共事業評価委員会 日程

開 会 10:00 ~
議事録署名委員の指名

調査審議

【再評価】

一般国道179号道路改築事業(はわいバイパス)

事業説明

質疑

審議

事務局からの事務連絡

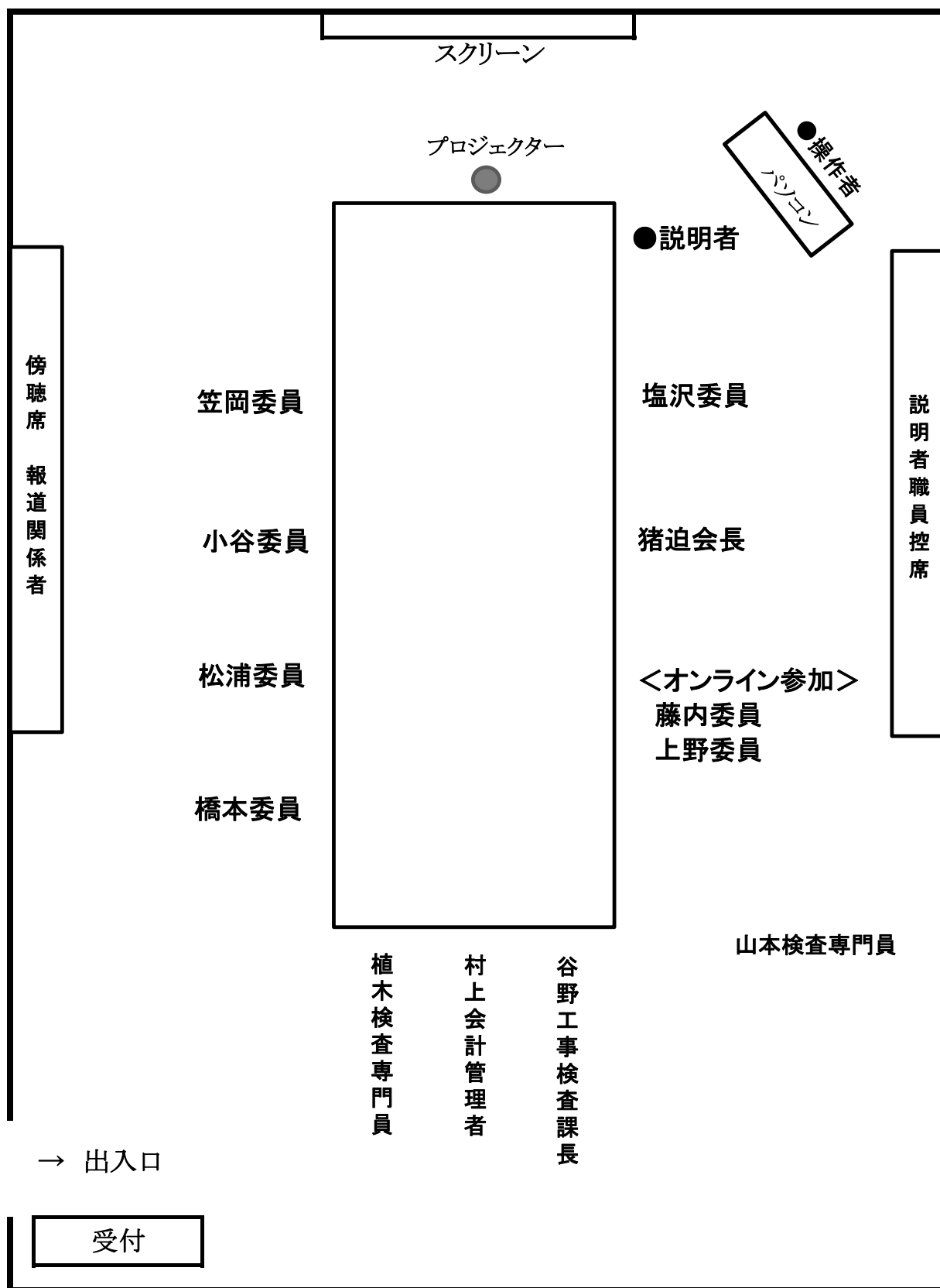
閉 会 11:20

令和7年度 第2回鳥取県公共事業評価委員会 出席者名簿

所 属	氏 名	
委 員	猪 迫 耕 二	
	塩 沢 健 一	
	藤 内 千 春	オンライン参加
	上 野 洋 子	オンライン参加
	笠 岡 恒 介	
	小 谷 美 穂	
	松 浦 聡 子	
	橋 本 悦	
		小計 8
説明者		
道路建設課	額 康俊 課長	
		小計 1
説明補助		
道路建設課	谷 和佳 課長補佐	
	中尾 和紀 係長	
	田邊 大輔 土木技師	
		小計 3
事務局		
会計管理部	村上 真弓 会計管理者	
〃 工事検査課	谷野 俊爾 課長	
〃 〃	植木 一孔 検査専門員	
〃 〃	山本 光一 検査専門員	
		小計 4

合計 16

令和7年度 第2回鳥取県公共事業評価委員会 席次表



令和 7 年 9 月 1 0 日
会計管理部工事検査課

鳥取県公共事業評価委員会における事業評価の考え方

		事前評価	再評価
対象事業	事業種別	県が実施しようとする公共事業	県が現に実施している公共事業
	該当要件	① 全体事業費が概ね 10 億円以上の事業 ② その他知事が特に必要と認める事業	① 農林水産省、国土交通省及び経済産業省が所管する国庫補助事業のうち一定期間を経過したもの（詳細は要綱別表参照） ② その他社会情勢の変化等により知事が必要と認める事業
評価の視点		○事業計画の 合目的性 ○事業内容等の 適切性 ・ルート案 ・代替案 等 ○事業コスト縮減の取組 ○環境への影響、配慮 ・環境への対応 等 ※透明性・客観性の確保のための評価であり、必要性、優先劣後の評価は、原則として行わない。	○事業の 必要性 ・社会情勢の変化 ・事業の投資効果 ・事業の進捗状況 等 ○コスト縮減や代替案検討の可能性

令和 7 年度 鳥取県公共事業評価委員会 日程（案）

回	日 時	場 所	内 容
第 1 回	令和 7 年 8 月 1 9 日（火）	○中部総合事務所講堂 ○現地 湯梨浜町	○会長あいさつ ○会長代理の指名ほか ○事業概要説明 ＜再評価＞ ・国道 1 7 9 号（はわいバイパス） ○現地調査 ＜再評価＞ ・国道 1 7 9 号（はわいバイパス）
第 2 回 【本日】	令和 7 年 9 月 1 0 日（水）	○県庁議会棟 特別会議室	○調査審議 ＜再評価＞ ・国道 1 7 9 号（はわいバイパス）
第 3 回 【予備】	未定	○未定 （県庁会議室 予定）	○調査審議 ＜再評価＞ ・国道 1 7 9 号（はわいバイパス）
答 申	令和 8 年 1 月 頃	○県庁	○答申 ＜再評価＞ ・国道 1 7 9 号（はわいバイパス）

鳥取県公共事業評価委員会条例

平成 15 年 3 月 18 日
鳥取県条例第 8 号

(設置)

第 1 条 公共事業のうち、県が現に実施しているもの及び境港管理組合が現に鳥取県内で実施しているものにあつてはその費用及び効果について、県が実施しようとしているものにあつてはその計画の妥当性について、それぞれ客観的な評価を行うとともに、公共工事の実施方法等に関する提言を行い、もって公共事業の効果的、効率的かつ適正な執行を図るため、鳥取県公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 実施中又は実施前の公共事業の評価に関すること。
- (2) 公共工事の費用の縮減に関すること。
- (3) 公共工事における環境配慮物品(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる物品をいう。)の使用その他の環境への配慮に関すること。
- (4) その他公共事業に関し、客観的な評価又は検討が必要であると認められる事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、公共事業に関し、知識又は経験を有すると認められる者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に関係を有する者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第 8 条 委員は、自己又は 3 親等以内の親族の利害に関係のある事項については、議事に加わることができない。

(秘密保持義務)

第 9 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(雑則)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第 36 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県公共事業評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公共事業の評価（以下「評価」という。）に関して必要な事項を定めることにより、公共事業の透明性をより一層高めるとともに、効率的、経済的な執行を図ることを目的とする。

(評価の種類)

第2条 評価は、事前評価及び再評価により実施するものとする。

(事前評価の目的)

第3条 事前評価は、事業計画の策定段階において、当該事業の内容の妥当性を検証し、情報公開することにより公共事業の効率性、客観性、透明性を確保することを目的として実施するものとする。

(事前評価の対象事業)

第4条 事前評価の対象事業は、県が実施しようとしている公共事業のうち、以下の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 全体事業費が概ね10億円以上の事業（災害復旧事業等緊急に実施する必要がある事業及び既存構造物の機能維持を目的とする補修等の事業（当該補修等以外の付加工事に係る事業費が10億円以上の場合を除く。）並びに建築事業を除く。）
- (2) その他知事が特に必要と認める事業

(再評価の目的)

第5条 再評価は、事業着手から一定期間が経過した事業等を対象に、社会情勢の変化等を踏まえた評価を行い、その結果に基づき必要な見直しを行うこと等により、公共事業の効率的・効果的な執行及び透明性の確保を目的として実施するものとする。

(再評価の対象事業)

第6条 再評価の対象事業は、県が現に実施している公共事業のうち、以下の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 農林水産省、国土交通省及び経済産業省が所管する国庫補助事業のうち別表に掲げる事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、社会情勢の変化等により知事が必要と認める事業

(公共事業評価委員会への諮問)

第7条 知事は、第4条又は第6条の対象事業の評価に当たって第三者の意見を求めるため、鳥取県公共事業評価委員会条例（平成15年鳥取県条例第8号）第1条に規定する鳥取県公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）に諮問するものとする。

- 2 知事は、前項の諮問をしようとするときは、事業の概要及び評価に必要な資料を提出しなければならない。

(委員会での審議等)

第8条 委員会は、知事から事前評価の諮問を受けた事業について、原則として全事業を対象として、その計画の妥当性について調査審議する。

- 2 委員会は、知事から再評価の諮問を受けた事業のうち、事業の進捗状況、事業を巡る社会経済情勢の変化等を勘案して、検討を要すると認めた事業を対象として、客観的な費用対効果の評価を踏まえ、継続、休止又は中止等の方針について調査審議する。
- 3 委員会は、前2項の審議結果を知事に答申するものとする。

(委員会答申の尊重)

第9条 知事は、前条第3項の答申があったときは、できる限り尊重するものとする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 18 年 7 月 28 日から施行する。

(鳥取県公共事業再評価実施要綱の廃止)

2 鳥取県公共事業再評価実施要綱（平成 14 年 6 月 12 日制定）は廃止する。

(施行期日)

3 この要綱は、平成 21 年 12 月 3 日から施行する。

(施行期日)

4 この要綱は、平成 24 年 8 月 31 日から施行する。

(施行期日)

5 この要綱は、平成 29 年 3 月 17 日から施行する。

別 表（第 6 条関係）

再評価の対象とする事業

所 管 省 庁	事 業 の 状 況	
農 林 水 産 省	農林水 業野産 農公関 村共係 整事公 備業共 事 事 業 業 等	1 事業採択後 5 年を経過した後も未着工の事業 2 事業採択後 10 年を経過している継続中の事業 3 再評価の実施後さらに 5 年を経過した事業
国 土 交 通 省	管を理 除に く係 全 る て 事 業 等	1 事業採択後 5 年を経過した後も未着工と判断される事業 2 事業採択後 5 年を経過した後も継続中と判断される事業 3 事業採択後 5 年を経過している継続中の事業であって、進捗 状況、社会情勢等から再評価が必要であると判断される事業 4 事業採択前の計画段階で 5 年を経過すると判断される事業 5 再評価の実施後さらに 5 年を経過した事業
経 済 産 業 省	工水 業道 用事 業	1 事業採択後 5 年を経過した後も未着工の事業 2 事業評価を実施後 5 年以上連続して補助金を交付している 事業 3 事業計画の大幅な変更や事業継続に対する疑念等が生じた 事業 4 事業採択後 10 年を経過しても、事業効果が発現されない事業

鳥取県公共事業評価委員会運営規程

（目的）

第1条 鳥取県公共事業評価委員会条例第10条の規定により、この委員会の運営について次のとおり定める。

（委員会の開催）

第2条 委員会の招集は、原則として開会の日の少なくとも7日前までに、会議の日時、場所及び審議事項等を記載した書面により通知しなければならない。

（委員の代理出席）

第3条 委員は、会議の出席について、他の者を持って代理人とすることができない。

（議事録）

第4条 会議の開催日時、出席者及び会議の概要は、議事録に記録するものとする。

2 前項の会議録には、議長及び議長の指名する2名の委員が署名押印しなければならない。

（会議の公開）

第5条 会議は、原則公開とする。ただし、会長が必要と認める場合は非公開とすることができる。

（会議資料の公表）

第6条 会議で用いた資料及び審議経過並びに審議内容は、原則として、公表するものとする。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成18年8月4日から施行する。

鳥取県公共事業評価委員会委員名簿

(令和7年8月5日 時点)

分 野	氏 名	職業・勤務先等
農業	いのさこ 猪迫 こうじ 耕二	鳥取大学農学部教授
環境	おざき 尾崎 ゆうま 佑磨	鳥取大学農学部助教
土木	みなみの 南野 ゆか 友香	鳥取大学工学部准教授
公共政策	しおざわ 塩沢 けんいち 健一	鳥取大学地域学部教授
まちづくり	とうない 藤内 ちはる 千春	NPO法人こども未来ネットワーク事務局
産業	うえの 上野 ようこ 洋子	アーク学院学院長
効率性	かさおか 笠岡 こうすけ 恒介	笠岡克巳税理士事務所税理士
県民の視点	こだに 小谷 みほ 美穂	岩美蒲生郵便局長
	まつうら 松浦 さとこ 聡子	吉岡温泉会館一乃湯館長
	はしもと 橋本 えつ 悦	E T R A N代表